

## 「滋賀県環境審議会廃棄物部会」会議概要

○旧アール・ディエン지니어リング最終処分場に係る特定支障除去等事業実施計画(変更案)について

・事務局から資料に基づき説明。

・質疑応答

(部会長)

意見書案の記述、および各委員からの意見や質問について事務局より説明があったが、さらにご意見、ご質問があれば。

(委員)

資料2の廃棄物部会意見(案)欄の5段目に、「事業実施手続等の透明性を確保し、県民に対する説明責任を果たすこと。」との表現になっているが、元の意見や実施計画書案における対応の内容からすると、手続についてというよりも事業経費の内訳の透明性の確保という意味合いが強い。事後の検証という意味でも、「事業経費内訳や事業執行状況検証等の透明性を確保し」という表現の方が良いのでは。資料1(4)も同様。

それに関連し、本日の資料は後日、県のホームページに掲載されるという理解でよいか。非公開資料については、単価等がわかると入札事務に支障が出るので非公開と言うことだが、資料3にソイルセメント固化壁工法の参考数字が記載されている。個人的には、こういう情報こそ公表するのが大事だと考える。

県と国のお金を使うからには、今後何かあったときの参考となるように、出来る限り情報を公開すべき。

委員のみ配布されている非公開資料についても、このまま出すのが一番良いが、それが無理であれば、数量と単価を抜くか、工種内訳をパーセント表示にするか、何らかの形で公開すべきではないか。

実施計画書に記載する費用内訳も、もう少し掘り下げて記載する方が情報として有益ではないか。

(事務局)

数量単価を除いて金額だけ表示することが出来るのではとのご意見であるが、入札時の金抜き設計書で数量を公表するので、県が想定する単価もわかってしまう。現在、県発注工事の予定価格は事後公表となっており、二次対策工事についても同様となるので、工種ごとの金額を出すことはできない。

透明性の確保については、事後公表の形で県民にお知らせする。一方、国も多額の費用を掛けることから、工事内容等については別途、財団での調査会がある。県議会でも一定の説明を行うので、それらを持って代えさせていただきたい。

また、資料2にも記載しているが、周辺環境への影響やモニタリング結果について周辺住民等に説明し、協議する組織を学識経験者も含めてつくるので、そちらでも検証していただく。

(委員)

確認だが、積算内訳は現時点では公表できないが、入札後には公表するということか。今回の非公開資料を公表するのか、入札された内訳を公表するのか、どちらか。

(事務局)

県が積算した内訳を公表する。本日の非公開資料よりもう少し詳しいものになると考える。来年度の後半に入札が出来ればと考えているので、その後速やかに公表する。

(委員)

詳しいものが公表されるのであれば、今すぐである必要は必ずしも無いと思う。どのような形で公表されるのか。ホームページ上か。部会の資料としてか、工事関係の資料としてか。

(事務局)

ホームページ上ではなく、閲覧という形になる。来ていただける方は何方でも見ていただける。

(委員)

この部会に限らないが、事情があつて直ちには公表できない場合でも、一定期間が過ぎれば公表するような仕組みにすべき。

そうしなければ、この部会で審議したというものが残らないと思う。この非公開資料そのまま、後日、一年後であっても公表すれば良いと思う。

審議会全体、あるいは県全体の話になるのでこの場では難しいと思うが、どうか。

(事務局)

当部会での、工事費用の透明性確保についてのご意見は、議事録としてホームページにも掲載する。

ただ、公表対象となっている工事積算資料等をホームページに掲載するという点については、県全体の入札事務に関わることであり、ご意見があつたことについては第三者機関である入札監視委員会の事務局に伝える。

(委員)

非公開資料は会議後に回収するということか。

(事務局)

回収させていただく。

また、ご指摘のあつた資料3のソイルセメント固化壁工法の参考数字についても、議事録を公表する際には伏せさせていただく。

(部会長)

委員より指摘のあつた透明性の確保に掛かる記述の修正について、事務局としてどうか。

また、公表する資料はどれか。

(事務局)

部会でご了解いただければ、「事業経費内訳や執行状況等の透明性を確保し」と修正させていただきます。

そのまま公表するのは資料1、資料2。資料3についてはソイルセメント固化壁工法の数字は出ないようにする。質問回答の主旨は記載する。非公開資料は出さない。

(委員)

説明の中で「栗東市からの意見も踏まえ」とあったが、栗東市からの意見書は出ているのか。周辺自治会との協定書等は以前に資料でもらっているが。栗東市の意見も委員の皆さんは聞いておいた方が良いと思う。

(事務局)

二次対策工事についても栗東市に説明させていただいており、意見書は近々いただけたらと思っている。一次対策工事に対する市の意見書については、朗読させていただきます。

(実施計画案(一次対策工事)についての栗東市からの意見を朗読)

(委員)

資料2の「実施計画書(案)における対応」欄の8段目に記載されている、内訳の記載については、差し支え無いか。

(事務局)

大枠の金額であり、このままの形で実施計画に記載する。

(部会長)

前回およびその後に様々な面から意見を出していただき、今回の案はそれを踏まえたものになっていると思う。意見はこの5点に集約されるのではないかと考えるが、この記述で問題点等あればご指摘願う。

(指摘無し)

(部会長)

無いようなので、資料1の部会の意見(案)についての修正は(4)のみとなる。事務局、もう一度修正後の記述の朗読を。

(事務局)

資料1(4)の修正後の記述は、「事業経費内訳や工事執行状況等の透明性を確保し、県民に対する説明責任を果たすこと。」ということでしょうか。

(部会長)

それでよろしいか。

(異議無し)

(部会長)

以上で、本日の部会の審議はすべて終了した。

これをもって本日の部会を終了とする。

それでは、事務局の方へお返しする。

(事務局)

2度におよぶご審議を賜り、誠にありがとうございました。今回取りまとめたいただいた意見書は、変更実施計画書に添付し、環境省へ提出させていただく。なお、非公開資料については回収させていただく。本日はありがとうございました。

(以上)